

横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

制 定 平成 15 年 6 月 1 日
環境交第 40 号 市長決裁
最近改正 平成 24 年 3 月 29 日
環創交第 1346 号 局長決裁

(総則)

第 1 条 横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成 17 年 11 月市規則第 139 号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、使用中のディーゼル自動車等を九都県市指定低公害車に新車代替する事業及び CNG 自動車の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、低公害車の普及促進を図り、大気汚染の防止、地球温暖化の防止及び市民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「九都県市指定低公害車」とは、「九都県市低公害車指定指針」（平成 7 年 11 月 21 日合意）に定めるものとする。
- (2) 「ディーゼル自動車」とは内燃機関の燃料として軽油を用いる検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車）をいう。
- (3) 「CNG 自動車」とは天然ガス（メタン発酵により生じたバイオガスを含む。）を原動機の燃料として用いる検査済自動車（道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）をいう。又は天然ガスと他の燃料（ガソリン、軽油）を切り替えて使用する検査済自動車（通称バイフューエル車）をいう。ただし、天然ガスの容器の容量が他の燃料の容器の容量より大きいものに限る。
- (4) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用及び自家用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (5) 「トラック」とは、貨物の運送の用に供する自動車をいう。
- (6) 「バス」とは、人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車をいう。
- (7) 「乗用車」とは、人の運送の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車をいう。
- (8) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車であわせて電気又は畜圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車）であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (9) 「使用過程車」とは、今現在自ら使用している、あるいは、自ら所有している車両をいう。
- (10) 「アイドリングストップ装置付自動車」とは、エンジンの停止及び始動を簡単に行う機能を有する装置を搭載した自動車をいう。
- (11) 「燃費基準達成車」とは、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 61 号）に基づき、燃費基準を達成している自動車をいう。
- (12) 「レンタカー」とは、国土交通大臣の許可を受け、業として有償で貸し渡しすることができる事業用及び自家用自動車をいう。
- (13) 「カーシェアリング」とは、国土交通大臣の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、事業用及び自家用自動車を業として貸し渡すことをいう。

(補助対象事業等)

第4条 市長は、補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）が補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助金の補助対象事業、補助対象事業者、補助対象事業の条件等は別表1によるものとし、補助金額は、別表2から別表4までによるもの以内とする。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。）の2月の第3週の金曜日（当日が休日の場合はその前日）までに市長に提出しなければならない。なお、受付期間は別途定める。

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、他の横浜市の車両導入に係る補助金と重複して申請してはならない。

3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、既に購入済みの車については申請してはならない。

4 補助金規則第5条第3項の既定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号から第4号に既定するものとする。

5 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表5に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

6 CNG車両に改造する使用過程車は、九都県市指定低公害車でなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、すみやかに所要の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。ただし、申請の総額が予算の範囲を超える場合は、市長は別に定める方式により、交付決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかに、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請取下届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 申請者は、交付決定通知書に記載された補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするとき又は事情の変化により事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書について審査し、その内容を適当と認めたときは、承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認するときは、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事故報告)

第10条 交付決定通知日以後、申請者は、補助対象事業の遂行が困難となったとき等は、すみやかに横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業事故報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、原則として交付決定通知日から90日以内に、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、提出日は同年度の3月の第3週の金曜日(当日が休日の場合はその前日)を超えてはならない。

2 補助金規則第14条第4項の既定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号から第5号に掲げるものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知を、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

(補助金の交付等)

第13条 前条の規定により通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、同年度3月末日までに横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。市長は、この提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月 市規則第57号)に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第7条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 第12条第2項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (7) 補助金交付を受けようとする会計年度内に事業を着手せず、又は完了しないとき。
- (8) 市長の指示に違反した場合
- (9) 交付決定通知日から90日以内に実績報告書を提出できなかった場合
- (10) 同年度の3月の第3週の金曜日(当日が休日の場合はその前日)までに実績報告書を提出できなかった場合

2 前項の規定は、補助金交付額の確定後においても適用するものとする。

(見積書又は入札結果の提出)

第15条 申請者は、第5条第1項に既定する申請書を提出する際に、補助金規則第14条第1項第4号及び第5号に既定する見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料、及び見積書徴収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を、市長に提出しなければならない。

2 本要綱で扱う補助対象事業については、補助金規則第24条ただし書きの規定を適用することができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、第14条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

(取得財産の管理・運用・処分)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の保障はしない。

2 補助対象事業者は、バスにあっては導入後5年、トラックにあっては導入後4年、乗用車にあっては導入後3年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請を受けた後、すみやかに財産処分承認・不承認書（第11号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。

5 補助対象事業者が取得財産の処分をしたことにより収入を生じたとき又は交付の目的及び要件に反したときは、市長は補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を横浜市に納付させることとする。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。

(帳簿の保存義務)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第19条 この要綱に定める横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書（第1号様式）及び横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第7号様式）の書類の提出部数は、2部とする（受付後1部を控えとして申請者に返却する）。また、その他の申請書類及び報告書類の提出部数は1部とするので、補助対象事業者は必要に応じて写しをとること。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金規則第11条第2項の規定に違反して補助金の他の用途への使用をしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、偽りその他不正の手段により当該法人又は当該人に補助金の交付を受けさせたとき。

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、補助金規則第11条第2項の規定に違反して当該法人又は当該人に補助金の他の用途への使用をさせたとき。

附 則（制定 平成15年6月1日環保交第40号、市長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日から同年7月31日までの間に新車新規登録したものは、補助対象事業完了の日から1月を経過した日までに第1号様式による補助金交付申請書を横浜市長に提出しなければならない

ない。

附 則（改正 平成 15 年 10 月 15 日環保交第 100 号、市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 15 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に新車新規登録したものは、補助対象事業完了の日から 1 月を経過した日までに第 1 号様式による補助金交付申請書を横浜市長に提出しなければならない。

附 則（改正 平成 16 年 3 月 15 日環保交第 198 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 17 年 3 月 25 日環保交第 163 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間の施行とする。

附 則（改正 平成 17 年 9 月 15 日環創交第 81 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 17 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に新長期規制適合車のバスを新車新規登録したものは、登録した日から 2 月を超えない日までに第 1 号様式による補助金交付申請書を横浜市長に提出しなければならない。

附 則（改正 平成 18 年 3 月 27 日環創交第 20817 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 18 年 9 月 27 日環創交第 718 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 18 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に新長期規制適合車最大積載量 4 トン未満の車両を新車新規登録したものは、登録した日から 2 月を超えない日までに横浜市八都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書（第 1 号様式）を横浜市長に提出しなければならない。

附 則（改正 平成 18 年 12 月 28 日環創交第 1034 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 19 年 3 月 26 日環創交第 1280 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 19 年 6 月 11 日環創交第 179 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 11 日から施行する。

（経過措置）

旧要綱別表 3 については、平成 19 年 6 月 29 日まで適用する。

附 則（改正 平成 20 年 3 月 25 日環創交第 1084 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 21 年 3 月 30 日環創交第 1164 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 22 年 3 月 30 日環創交第 1168 号、局長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 23 年 3 月 24 日環創交第 635 号、局長決裁）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算に係る補助金等の執行については、なお、従前の例による。

附 則（改正 平成 23 年 11 月 28 日環創交第 605 号、局長決裁）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（改正 平成 24 年 3 月 日環創交第 号、局長決裁）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。平成 24 年度の予算に係る補助金等から適用し、それ以前の予算に係る補助金等の執行については、なお、従前の例による。

別表 1

補助対象事業	九都県市指定低公害車の導入（使用中のディーゼル自動車等の代替及びCNG自動車の導入）
補助対象事業者	<p>(1) 被代替車を所有し（自動車リース事業者の場合は、契約の使用者が被代替車を所有又は使用していること。）、代替車として九都県市指定低公害車を導入しようとする者。</p> <p>(2) CNG自動車を導入しようとする者。（被代替車は必要ありません。）</p> <p>※リースの場合、補助金相当額をリース料に充当させなければならない。</p> <p>※自動車販売業者が申請する場合、販売促進活動に使用する車両（展示・試乗車）は対象外です。</p>
補助対象事業の条件	<p>導入する車両の条件</p> <p>(1) 市内に使用の本拠の位置を置くこと。</p> <p>(2) 自動車登録時点で九都県市指定低公害車として指定されていること。</p> <p>(3) トラック・バス（ガソリン・LPG・軽油を燃料とする車両）については、車両総重量が3.5トン超の車両であること。ただし、CNG自動車は車両総重量の制限は設けない。</p> <p>(4) CNG車両に改造する使用過程車は九都県市指定低公害車であること。</p> <p>被代替車の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン・LPG・軽油を燃料とするトラック・バスを導入する場合は、次の条件を満たす被代替車を必要とする。ただし、CNG自動車及びアイドリングストップ装置付のトラック・バスを導入する場合は除く。 ・申請者の車が市内に使用の本拠の位置を置いて1年以上経過している車両であること。 <ul style="list-style-type: none"> （リース事業者の場合、その使用者が市内で1年以上使用していること。また、それを自動車検査証で確認できること。） ※道路運送車両法第7条一五（使用の本拠の位置）。 ・車両総重量3.5トン超の車両であること。 ・被代替車は、代替車導入後、遅滞なく道路運送車両法第15条（永久抹消登録）、第15条の2（輸出抹消登録）又は第16条（一時抹消登録）に規定する抹消登録を行うこと。
補助金額	車両の種類に応じ、それぞれ別表2、別表3及び別表4までに掲げる額の範囲内において補助対象経費（補助金の交付対象として市長が認める経費に相当する額。）とする。
補助台数	会計年度内における予算の範囲内で補助可能な台数とする。

別表2 ハイブリッド自動車

排出ガスレベル等 (車両総重量)	燃料	車種	最大積載量	補助金額
平成21年基準 超・優 (車両総重量3.5トン超)	軽油	トラック	4トン未満	210,000円
			4トン以上	670,000円
		バス	—	2,200,000円

別表3 ディーゼル自動車等

排出ガスレベル等 (車両総重量)	燃料	車種	最大積載量又は車長	補助金額
平成21年基準 (車両総重量3.5トン超)	優 ガソリン LPG 軽油	トラック	4トン未満	50,000円
			4トン以上	66,000円
		バス	9メートル未満	240,000円
			9メートル以上	400,000円
	超 ガソリン LPG 軽油	トラック	4トン未満	75,000円
			4トン以上	99,000円
		バス	9メートル未満	360,000円
			9メートル以上	600,000円

別表4 CNG自動車

(1) 補助対象経費

車種	規模条件		補助対象経費の 上限価格
	車両総重量	最大積載量	
トラック	2.5t以下	—	64万円
		4t未満	92万円
	4t以上	317万円	
バス	—	—	95万円
乗用車	—	—	64万円

補助対象経費はCNG車両の本体価格と通常車両の本体価格との差額とします。
ただし、通常車両がない場合にはCNG車両の改造費とします。

(2) 補助金額(千円未満切り捨て)

補助対象経費上限価格の1/2。

ただし、使用過程車をCNG車両に改造する場合は、補助対象経費上限価格の1/3。

(改造等に付随して生ずる洗浄等の経費は除く)

備考

- 1 最大積載量とは、ベースとなる車両の最大積載量をいう。
- 2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。なお、補助対象経費に係る消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由を添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。この場合は、当該年度消費税の額の確定に伴う報告書及び消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表5（第5条関係）

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者が次の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- （1）補助対象者自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業。
- （3）補助対象者の関係会社（上記（2）を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助対象者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）補助対象者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。



年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称
〒
住 所
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書

次のとおり 年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、申請します。

- 1 導入する低公害車 別紙1、3又は別紙2、4(自動車リース事業者)のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類等
 - (1) 補助対象経費に係る見積書(写し)
特別架装費、オプション費、値引き等が内訳として明記されていること。また、CNG自動車はベース車両との差額又はCNG自動車への改造費が内訳として明記されていること。
 - (2) 貸与料金算定根拠明細書(自動車リース事業者のみ)
 - (3) 導入する低公害車等のカタログ(表紙・諸元表・環境仕様)
(導入車両の諸元表又は仕様書の写しに該当車両をマーカー等で明記すること。)
 - (4) 被代替車の自動車検査証(写し)(自動車検査証の所有者は申請者であること。また、原則使用者住所と自動車検査証の使用の本拠の位置が同じであること。)ただし、CNG自動車・アイドリングストップ車の導入の場合は不要。
 - (5) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本(申請者が個人の場合は住民票とする。)
自動車検査証上の使用の本拠の位置、または導入車の使用の本拠の位置が履歴事項全部証明書や住民票にない場合はその住所のわかるパンフレットやホームページの印刷物等を必ず添付してください。
リースの場合、使用者についても履歴事項全部証明書又は住民票の写しを必ず添付してください。
 - (6) 返信用封筒(郵便番号及びあて先を明記し、指定の郵便切手を貼付したもの各1部)
 - ・A4判の書類が入る封筒[第1種定形外、140円切手]
 - ・A4判三つ折の書類が入る封筒[第1種定形、80円切手]
 - (7) その他 市長が必要と認めたもの。
- 4 提出部数 2部(1部は1号様式と別紙のみで可。受付印を押印後お返しします。)
- 5 他の補助金の有無 無・有()
- 6 今後、自動車関係の情報提供をさせていただいてもいいですか。 可・否

申請者と補助対象車両メーカーとの関係 (リース会社の場合は使用・賃借者)		① 補助申請者自身 ③ 関係会社 ※②および③の場合は資本関係がわかる資料を添付してください。	② 同一の資本に属する企業 ④ 資本関係なし
業種	製造業その他 卸売業 小売業 サービス業	従業員数	300人超 300・100・50人以下

担当者	氏名	所在地
	所属部課名	電話番号
	郵便番号	FAX番号
代行者の氏名 及び 連絡先	TEL FAX	

※企業規模：大 中小 法人 個人企業 個人



導入する低公害車

種 別	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル自動車（トラック・バス） ・ガソリン・LPG ・ハイブリッド自動車（トラック・バス） <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップ装置（有・無）
使用の本拠の位置	
導入する低公害車 抹消予定車の登録番号 ()	メーカー： 車 名（通称名）： 型 式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量 （減ト前を記入）： k g（トラックのみ記入） 車長（バスのみ記入）： m
補助対象事業登録予定日	年 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日
1台分の補助金額（A）	円
台 数（B）	台
補助金交付申請額（A）×（B）	円

(注)

1 導入する低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。



事業者・個人用
(新車・使用過程車)

導入する低公害車

車種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
導入する低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量 2.5 t 超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業登録予定日	年 月 日	
補助対象事業完了予定日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1 / 2 使用過程車については × 1 / 3 (A) (千円未満切捨て)	円	
台数 (B)	台	
補助金交付申請額 (A) × (B)	円	

(注) 導入する低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。



導入する低公害車

車種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
使用者の氏名又は名称	業種：製造業その他 卸売業・小売業 サービス業 従業員数：300人超 300・100・50人以下 名称： 代表者の役職： 担当者氏名：	
導入する低公害車	TEL： メーカー： 車名（通称名）： 型式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量 2.5 t 超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業登録予定日	年 月 日	リース契約予定日 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1/2 (A) 使用過程車については × 1/3 (千円未満切捨て)	円	
台数 (B)	台	
補助金交付申請額 (A) × (B)	円	

(注) 導入する低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進
対策費補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので、通知します。

1 交付決定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	九都県市指定低公害車普及促進事業
補助対象事業の内容	
使用者	

3 補助金交付の条件

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分、経費の使用方法是、 年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請書のとおりとします。
- (2) この補助金は、補助金の額の確定後に交付します。
- (3) 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査を行わせることがあります。
- (4) 前号の報告又は調査の結果、この補助金交付決定の内容又は条件に違反していると認めるときは、当該事業の遂行の一時停止を求めることがあります。
- (5) この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変化により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと市長が認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、天災地変その他の事情変化により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することがあります。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間にかかる部分については、この限りではありません。
- (6) 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

- ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (7) 補助対象事業が完了したときは、原則として交付決定通知日から90日以内に、横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければなりません。ただし、提出日は同年度の3月の第3週の金曜日(当日が休日の場合はその前日)を超えてはいけません。
- (8) 前号の実績報告書の審査結果等から、補助対象事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し通知を行い、その後補助対象事業者からの請求書の提出をもって、確定した補助金を支払うものとします。
- (9) 補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を求めることがあります。
- (10) 市長は、補助金交付の決定後、要綱第14条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金の額の決定を行った後においても同様とします。
- (11) 補助対象事業者は、補助金交付決定が取り消された場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。補助金交付額の確定を行った後において既にその額を超える補助金を交付している場合も同様とします。
- (12) 前号の場合において、補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額)について年10.95パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。
- (13) 補助金の返還を求められた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。
- (14) 前号により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部を納付したときは、既に納付した日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とします。
- (15) この補助金の返還を求められたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同様の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとします。
- (16) 財産の処分の制限
- ア 補助対象事業者は、バスにあっては導入後5年、トラックにあっては導入後4年、乗用車にあっては導入後3年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
 - イ 補助対象事業者は、取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る財産処分承認申請書(第10号様式)を市長に提出し、承認を受けなければなりません。
 - ウ 取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、補助対象事業者は、その収入の一部を、補助を受けた金額の範囲内で横浜市に納付するものとします。又は交付の目的及び要件に反したとき、市長は補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を横浜市に納付するものとします。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りではありません。
- (17) 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得した低公害車については、補助対象事業の完了後においても点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- (18) 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存するものとします。

第3号様式（第7条）

年 月 日

（提出先）
横浜市長

氏名又は名称
住 所
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金交付申請取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました
年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金については、次の事項に
ついて不服がありますので、同補助金の交付申請を取り下げます。

- 1 補助金の額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件



年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称
住 所
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました 年度横
浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る事業について、（変更・中止・廃止）をしたい
ので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更、中止又は廃止の理由及びその内容

2 添付書類等

(1) 補助金交付申請書

控えの第1号様式及び別紙1から4の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、そ
の上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、別紙にまと
めて記載すること。

(2) 見積書（写し）

(3) 返信用封筒

A4判の書類が入る封筒〔第1種定形外〕に郵便番号及びあて先を明記し、郵便切手〔120円
分〕を貼付したものを1部添付すること。

(4) その他必要な書類

3 補助対象事業完了予定日

当初 年 月 日

変更 年 月 日

4 変更後の補助金交付申請額

円

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

横 浜 市 長

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、年
月 日に補助事業の（変更・中止・廃止）承認申請のありました、年度横浜市九
都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり事業
の（変更・中止・廃止）を承認したので通知します。

1 承認した計画の概要

2 変更後の補助金の額

円

3 補助金額の変更

事 業 名	九都県市指定低公害車普及促進事業
変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による増減額	円

第6号様式（第10条）

年 月 日

（提出先）
横浜市長

氏名又は名称
住 所
役職・代表者氏名

印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業事故報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり事故が発生しましたので、報告します。

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助対象事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容



第7号様式（第11条第1項）

年 月 日

（提出先）
横浜市長

氏名又は名称
住 所
役職・代表者氏名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る
補助対象事業実績報告書

年 月 日 第 号で補助金の（交付決定・変更承認）通知のあり
ました 年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費補助金に係る補助対象事
業を完了しましたので、次のとおり報告します。

- 1 導入した低公害車 別紙1又は別紙2（自動車リース事業者用）のとおり
- 2 補助金の要求額 円
（第7号様式別紙の補助金の額を合計した額とする。）
- 3 添付書類
 - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（自動車検査証の所有者は申請者と同一であること）
 - (2) 請求書の写し（次のア及びイの内訳が明記されていること。）
 - ア 低公害車の本体価格
 - イ 特別架装費、オプション費、値引き額、その他※CNG自動車はベース車両との差額又はCNG自動車への改造費が内訳として明記されていること。
 - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの
 - (4) 被代替車の登録識別情報等通知書、検査記録事項等証明書又は登録事項等証明書等の写し
 - (5) 自動車リース契約書の写し（リース会社と使用者との契約書）（リース会社のみ提出）
 - (6) アイドリングストップ装置付自動車の場合は、アイドリングストップ装置装着証明書の写し
- 4 提出部数 2部（1部は7号様式と別紙のみで可。受付印を押印後お返しします。）

導入した低公害車

種別	・ディーゼル自動車（トラック・バス） ・ガソリン ・L P G ・ハイブリッド自動車（トラック・バス） ----- アイドリングストップ装置（有・無）
使用の本拠の位置	
導入した低公害車 抹消した車両の登録番号 ()	メーカー： 車 名（通称名）： 型式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減の前を記入）： k g（トラックのみ記入） 車長（バスのみ記入）： m
補助対象事業完了日	年 月 日
1台分の補助金額（A）	円
台 数（B）	台
補助金の額（A）×（B）	円

（注）

- 導入した低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当額については、補助対象としないものとする。なお、補助対象経費にかかる消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由を添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税相当額も補助対象とすることができる。
- 補助対象事業の完了を証する資料
 - 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
 - 請求書の写しで、次のアからウまでの事項が内訳として記載されていること。
 - 低公害車の本体価格
 - 特別架装費
 - オプション費、値引き額、その他
 - 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの
 - 代替したことを証明する登録識別情報等通知書又は登録事項等証明書等の写し
 - アイドリングストップ装置付自動車の場合は、アイドリングストップ装置装着証明書の写し



事業者・個人用
(新車・使用過程車)

導入した低公害車

車 種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
導入した低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型 式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g (車両総重量 2.5 t 超のトラックの場合のみ記入してください。)	
補助対象事業完了日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1/2 (A) 使用過程車については × 1/3 (千円未満切捨て)	円	
台 数 (B)	台	
補助金の額 (A) × (B)	円	

(注)

- 1 導入した低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 2 添付書類
 - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
 - (2) 請求書の写しで、次のアからウまでの事項が内訳として記載されていること（ア、イは必須）
 - ア 低公害車の本体価格
 - イ 補助対象経費算出根拠（低公害車とベースとなった一般車両との差額又は低公害車への改造費）
 - ウ 特別架装費、オプション費、値引き額、その他
 - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの

導入した低公害車

車 種	CNG自動車	トラック・バス・乗用車
使用の本拠の位置		
使用者の氏名又は名称	名称： 住所： 代表者の役職・氏名： 担当者： TEL：	
導入した低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型 式： 車両総重量： k g ベース車両の最大積載量（減以前を記入）： k g （車両総重量 2.5 t 超のトラックの場合のみ記入してください。）	
補助対象事業完了日	年 月 日	
1台分の補助対象経費	円	
1台分の補助対象経費 × 1/2 (A) 使用過程車については × 1/3 (千円未満切捨て)	円	
台 数 (B)	台	
補助金の額 (A) × (B)	円	

(注)

- 1 導入した低公害車の使用の本拠の位置、車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。
- 2 添付書類
 - (1) 導入した低公害車の自動車検査証の写し（同型を複数台導入した場合にも全車両分必要）
 - (2) 請求書の写しで、次のアからウまでの事項が内訳として記載されていること（ア、イは必須）
 - ア 低公害車の本体価格
 - イ 補助対象経費算出根拠（低公害車とベースとなった一般車両との差額又は低公害車への改造費）
 - ウ 特別架装費、オプション費、値引き額、その他
 - (3) 低公害車の購入代金を支払ったことを証する領収書の写し又はこれに代わるもの
 - (4) リース契約書（リース会社と使用者との契約書）の写し

第8号様式（第12条第1項）

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費
補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで報告のありました、 年度横浜市九都県市指定低公害車
普及促進対策費補助金について、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金確定額 _____ 円

特記事項：



請求書番号 _____

年 月 日

横浜市長

氏名又は名称
住 所
役職・代表者 氏 名 印

年度横浜市九都県市指定低公害車普及促進対策費
補助金請求書

年 月 日に額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

_____ 円
(補助金の額の確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

金融機関	銀行 信用金庫		本店 支店
	種 目	1. 普通 2. 当座	口座番号
住 所	(1) 預金契約をしている住所 〒 — _____		
	(2) (フリガナ) (法人名) _____		
口座名義人	(3) (役職名) _____ (フリガナ) 氏 名 _____		



年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称
住 所
役職・代表者氏名

印

財産処分承認申請書

補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細（交付対象年度： ）
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 処分の相手方
氏名又は名称

住所又は所在地
- 5 処分の相手方の利用計画
- 6 その他必要な書類

第11号様式（第17条第4項）

第 号
年 月 日

名 称
所 在 地
代表者氏名

横 浜 市 長

財産処分 承認書・不承認書

年 月 日に申請のありました、補助対象事業により取得した財産（低公害車）の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容